

令和8年度（2026年度）アドバンスト・エッセンシャルワーカー
等育成支援事業に係る伴走支援業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和8年度（2026年度）アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援事業
に係る伴走支援業務委託

2 業務の目的

国において、2040 年を見据えた新たな高等学校教育の在り方を示す「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040 年に向けた「N-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール構想」～」に基づく、「地域産業や社会・生活基盤を支える分野において、新技術を活用し、生産性の向上・高付加価値化の実現」及び「技術革新のスピードが加速する時代に適した問題解決能力の獲得に向け、探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりのある学びを実現」のため緊要性のある取組等について、都道府県に造成する基金により先行的な支援を実施する。

そのことを受け、本県では、教育内容の抜本的改革とそれを可能にする環境整備を一体的に行う改革を先導する拠点（以下「改革先導拠点」という。）として県立菊池農業高校及び天草工業高校を選定し、アドバンスト・エッセンシャルワーカー等の育成を行っていくこととしている。

今回、改革先導拠点校が産学官金一体となって人材育成システムを構築していくことを目的とした事業執行を着実に進めていくために伴走支援（進捗の確認とサポート・効果測定とPDCAサイクルの支援、産学官連携ノウハウの共有とサポート、産学官等の専門家による実務支援、コーディネーター人材の配置等）について本委託により行うこととする。

3 改革先導拠点場所

熊本県立菊池農業高校：熊本県菊池市泗水町吉富250

熊本県立天草工業高校：熊本県天草市亀場町亀川38－36

4 予算

65,620,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、この金額は、本年度一年間当業務を行った場合の person 費等を想定した
予算額の上限であり、上記の上限額と契約額は必ずしも一致しません。

5 業務の履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月26日（金）まで

6 業務内容

業務の内容は、別添【参考】各拠点校におけるアドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成概要に沿ったものとし、次の（1）～（3）及び別紙1のとおりとする。

（1）事業全体マネジメント支援

- ア ビジョン・戦略の立案支援
 - (ア) 産学官金分野の事業関係者へのヒアリング
 - (イ) ロジックモデルの作成
 - (ウ) 共有ビジョンの策定支援
 - (エ) 会議体の設計と運営支援
- イ P D C Aサイクルの実装
 - (ア) 社会的インパクト評価指標の策定
 - (イ) 事業進捗及び効果指標の策定
 - (ウ) 上記の調査と分析
- ウ コンソーシアムの立ち上げ及び運営支援
 - (ア) 別紙各改革先導拠点の取組内容に応じた産学官が連携したコンソーシアムの事務局立ち上げ支援、運営サポート
 - (イ) 事業効果が最大限発揮できるようコンソーシアムにおいて、課題整理及び検討
 - (ウ) 構成メンバーを効果的に編成し、継続性のあるコンソーシアム分科会の設置支援、運営サポート
- (2) 改革先導拠点校への事業立ち上げ支援
 - ア 学校の実行計画づくりと推進体制構築支援
 - (ア) 3年間の実行計画策定支援と校内体制づくり
 - (イ) 学校組織風土の醸成と教員研修の実施
 - (ウ) 先進事例視察研修の企画
 - (エ) 設置する機器、施設等での事故や故障が起きた場合の対策マニュアル作成支援
 - イ 産学官金連携プロジェクトの支援
 - (ア) 県、関係市町村等の関連部局、企業・金融機関へのヒアリングと連携調整
 - (イ) 産業界、行政とのビジョン・戦略共有に向けた対話の場づくり
 - (ウ) 産学官金が連携する事業・取組の設計支援と立ち上げ支援
 - ウ 改革先導拠点校への業務負荷軽減支援
 - (ア) 各拠点校に産学連携コーディネータを配置し、産学連携に関わる業務の遂行
 - (イ) 産学連携コーディネータを支援するためのマネージャをそれぞれに配置し、本事業のリスクやボトルネックの解消
 - (ウ) 各改革先導拠点校の取組推進に向けた支援及び助言、関係者との調整
 - (エ) 改革先導拠点校が実施する地域や協力校等との交流イベントの支援、関係者との調整
 - エ 広報支援
 - (ア) 改革先導拠点校の取組について広報を行うための企画実施
- (3) 事業促進のためのアドバイザー

ア 先端技術アドバイザー

事業で導入する先端技術について専門有識者の選定と招聘、研修会などの企画運営支援

イ 高校改革アドバイザー

(ア) N-E. X. T. ハイスクール構想を踏まえた各改革先導拠点校のビジョン・戦略・評価基準等に対する助言

(イ) N-E. X. T. ハイスクール構想を踏まえた各改革先導拠点校の個別施策に係る指導助言

7 業務進捗状況及び完了報告

- (1) 業務の実施にあたっては、業務スケジュール表を作成し、県と協議のうえ実施する。
- (2) 実施期間中は、県と協議のうえ定める頻度で経過報告等を行い、必要に応じ実施方法等の変更を行う。
- (3) 受託者は、業務期間中、県の求めに応じ、業務の進捗状況に関する報告を行う。
- (4) 受託者は、業務終了後、業務完了報告書を作成し、委託期間満了日までに知事宛てに報告する。

8 成果品

本業務において受託者が作成すべき成果品は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業推進状況のアセスメントに関する報告書
- (2) 社会的インパクト評価に関するロジックモデル、指標、調査結果などの報告書
- (3) 業務完了報告書 1 件

ア 令和8年度における活動報告

イ 令和9年度以降のコンソーシアム運営手法、事業全体の設計及びロードマップの策定について具体的な提案。

9 委託料

委託料は業務完了後一括払いとし、委託契約の対象経費は、事業の実施に直接必要となる経費（人件費、謝金、旅費、役務費、需用費等）及び一般管理費とする。

備品購入など、受託者の財産取得となる経費は原則として認めない。機材等の場合、事業期間内のリース料は認める。

また、委託業務にあたっては、企画提案の段階から合理的に必要な範囲の業務について再委託を検討している場合には、企画提案書内にその旨を明記すること。

本業務契約後については、県と協議の上、県が認めた場合を除いては再委託できないこととする。

なお、本業務に係る経費を明らかにするために、他の経理と明確に区分して、会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存しておく。また、必要に応じ県が関係書類の提出を求めた場合は提

供すること。

10 特記事項

- (1) 本業務の遂行に要する一切の経費は委託費に含めるものとし、受託者において支払いを行うこと。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た情報については、他人に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。委託業務終了後も同様とする。
- (3) 個人情報の保護については十分留意し、流出等が生じないようにすること。
- (4) 本業務を第三者に再委託することはできない。但し、県と協議の上、合理的に必要な範囲で業務の一部を再委託することは妨げない。
- (5) 本業務の実施にあたっては、県、市町、関係機関及び県が本事業に関連した別に実施する事業の受託者等と綿密な連携及び必要な情報等を提供することとし、疑義等が発生した場合は、県と協議のうえ解決することとする。
- (6) 本業務の制作物等（電子データも含む）の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及び使用权は、全て熊本県に帰属する。
- (7) 本業務の実施については、この仕様書に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。
- (8) 改革先導拠点に過度な事務負担を生じさせないこと。

別紙 1

アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援事業における伴走支援業務委託内訳

大項目	項目	委託概要	委託概要詳細
全体	PDCAサイクル	・学校評価、フィードバック	全体KPI設計支援、評価、フィードバック
	社会的インパクト評価	・社会的インパクトに関するKPI設計と調査、レポート	設計、実査、レポート作成
	全体会議	・県教委と学校との情報共有	会議体の運営
	コンソーシアム運営	・コンソーシアム運営支援	事務局支援、運営サポート
産学官連携支援業務	産学官連携プロジェクトの支援	・各官公庁関係部局との連携調整	ヒアリング、提案、共同企画
		・企業との連携、調整	ヒアリング、提案、合意形成
		・各学科でのプロジェクト設計と立ち上げ	プロジェクト組成、進捗管理サポート
	学校内での取り組み支援	・学校内での取り組み支援	ヒアリング、提案、実施
		・イベントの運営支援	ヒアリング、提案、実施
	情報発信支援	・広報支援	企画、準備、実行
		・市町村、学校との連携調整	ヒアリング、提案、共同企画
アドバイザー業務	先端技術アドバイザー	・学校改革における先端技術の有識者	有識者の招致、委託
	高校改革アドバイザー	全体設計、ビジョン策定、個別施策に係る伴走支援に対する指導助言、調査に関する助言	・外部有識者からの意見聴取及び助言、委託